

平成28年第2回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 6月14日～6月24日：11日間）

| 月 日   | 曜 | 本 会 議        | 委員会 | 審 査 事 項  |
|-------|---|--------------|-----|--|
| 6月14日 | 火 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 会期の決定<br>2. 同意案第2号～第3号<br>3. 承認第4号～第7号<br>4. 議案第32号～第40号<br>┌ 議案上程・提案理由説明 ┐<br>└ 質疑・討論・採決           ┘ |
| 6月15日 | 水 | 休 会          |     |  |
| 6月16日 | 木 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 一般質問<br>2. 承認第4号～第7号<br>3. 議案第32号～第40号<br>[ 質疑・討論・採決・委員会付託 ]  |
| 6月17日 | 金 | 休 会          |     |  |
| 6月18日 | 土 | 休 会          |     |  |
| 6月19日 | 日 | 休 会          |     |  |
| 6月20日 | 月 | 休 会          | 委員会 |  |
| 6月21日 | 火 | 休 会          | 委員会 |  |
| 6月22日 | 水 | 休 会          | 委員会 |  |
| 6月23日 | 木 | 休 会          | 委員会 |  |
| 6月24日 | 金 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 承認第3号<br>2. 議案第32号～第40号<br>3. 意見書案第6号～第11号<br>┌ 議案上程・提案理由説明           ┐<br>└ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┘         |



## 諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

平成28年6月14日

### (報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成28年3月7日、25日、5月2日、11日、6月3日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成27年度12月分～3月分 |
| (2) 病院事業会計      | 平成27年度12月分～2月分 |
| (3) 水道事業会計      | 平成27年度12月分～2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成28年3月7日、24日、4月4日、5月30日、6月3日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 教 育 総 務 課 | 平成26年度<br>平成27年度 (平成27年4月～12月) |
| (2) 下 水 道 課   | 平成26年度<br>平成27年度 (平成27年4月～12月) |
| (3) 企 画 政 策 課 | 平成26年度<br>平成27年度 (平成27年4月～12月) |
| (4) 生 涯 学 習 課 | 平成26年度<br>平成27年度               |
| (5) 小 学 校 3 校 | 平成27年度                         |

3. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を、6月2日付で市長から受領した。

### (意見書の提出)

平成28年3月24日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

## 記

- (1) 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- (2) 軽減税率の円滑な導入に向け、事業者支援の強化などを求める意見書
- (3) 安保法制の廃止を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成28年 6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第3号 中間市等公平委員会の委員の選任について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号))  
(日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市市税条例等の一部を改正する条例)  
(日程第5～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 第32号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第 9 第33号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)  
(日程第8～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第34号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第35号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第36号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(日程第10～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第37号議案 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例

(日程第13 提案理由説明)

日程第14 第38号議案 中間市道路線の認定について

日程第15 第39号議案 中間市道路線の変更について

(日程第14～日程第15 提案理由説明)

日程第16 第40号議案 救助工作車の購入について

(日程第16 提案理由説明)

日程第17 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 堀田 英雄君  | 2番 植本 種實君  |
| 3番 田口 善大君  | 4番 小林 信一君  |
| 5番 宮下 寛君   | 6番 青木 孝子君  |
| 7番 田口 澄雄君  | 8番 掛田るみ子君  |
| 9番 草場 満彦君  | 10番 中尾 淳子君 |
| 11番 山本 慎悟君 | 12番 佐々木晴一君 |
| 13番 安田 明美君 | 14番 中野 勝寛君 |
| 15番 原田 隆博君 | 16番 下川 俊秀君 |
| 17番 井上 太一君 | 19番 米満 一彦君 |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

説明のため出席した者の職氏名

|                |        |            |        |
|----------------|--------|------------|--------|
| 市長 ……………       | 松下 俊男君 | 副市長 ……………  | 後藤 哲治君 |
| 教育長 ……………      | 増田 俊明君 | 総務部長 …………… | 園田 孝君  |
| 総合政策部長 ……      | 藤崎 幹彦君 | 市民部長 …………… | 柴田精一郎君 |
| 保健福祉部長 ……      | 小南 敏夫君 | 建設産業部長 ……  | 間野多喜治君 |
| 教育部長 ……………     | 濱田 孝弘君 |            |        |
| 環境上下水道部長 …………… |        |            | 久野 裕彦君 |
| 市立病院事務長 …      | 貞末 孝光君 | 消防長 ……………  | 三船 時彦君 |
| 総務課長 ……………     | 後藤 謙治君 | 財政課長 …………… | 田代 謙介君 |

企画政策課長 …… 蔵元 洋一君  
 世界遺産推進室長 …………… 安永日出男君  
 課税課長 …… 森満 学君  
 人権男女共同参画課長 …………… 蛙田 由美君  
 健康増進課長 …… 岩河内弘子君      こども未来課長 …… 松永 嘉伸君  
 土木課長 …… 藤田 晃君      教育総務課長 …… 田中 英敏君  
 下水道課長 …… 岩切 伸一君      消防総務課長 …… 加川 徹君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君                      書 記 八汐 雄樹君  
 書 記 熊谷 浩二君                      書 記 池田 恭君

---

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。会議に入ります前に、さきの熊本地震により多くのとうとい命が失われました。犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。一同、ご起立をお願いいたします。

（黙祷）

○議長（堀田 英雄君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

---

午前9時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。これより平成28年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してありとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月24日までの11日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は11日間と決しました。

---

日程第2. 同意案第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、同意案第2号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第2号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会の委員であります河本直子氏の任期が、平成28年6月30日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられま

す同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第2号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

---

### 日程第3 同意案第3号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります杉野貴人氏の任期が、平成28年6月30日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定より、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

---

#### 日程第4 承認第4号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第4、承認第4号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第4号平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成28年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

平成27年度の間中市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあっては5,840万円、また歳出総額にあっては4億2,310万円となり、差し引き3億6,470万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また歳入につきましては2款諸収入にそれぞれ3億6,476万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳

出それぞれ3億6,721万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、5,486万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄によります債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、平成27年度決算額は4億2,318万円となっております。

今後におきましても、未収債権の回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（堀田 英雄君）**

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第5. 承認第5号**

**日程第6. 承認第6号**

**日程第7. 承認第7号**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第5、承認第5号から日程第7、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

承認第5号、承認第6号、承認第7号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市都市計画税条例、中間市国民健康保険税条例及び中間市市税条例等を改正する必要が生じましたが、同法の施行日が本年4月1日でありましたことから地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、承認第5号の都市計画税条例の改正でございますが、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する世界遺産に関する課税標準の特例を導入することといたしております。

さらに、都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例について、わがまち特例制度を導入し、適用期間を2年延長するものでございます。

次に、承認第6号の国民健康保険税条例の改正でございますが、まず平成28年度からの国民健康保険税におきまして、税額の限度額を引き上げるものでございます。

その詳細といたしましては、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、また後期高齢者支援金等課税額にあつては、限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

次に、低所得の世帯に対します軽減措置の拡充につきましては、5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準の算出におきまして、1人当たりの加算額を5割軽減にあつては26万円を26万5,000円に、また2割軽減にあつては47万円を48万円に引き上げ、国民健康保険税の負担の軽減を図ることといたしております。

最後に、承認第7号の市税条例等の改正でございますが、まず軽自動車税におきましては、消費税が10%に引き上げられることを前提に、自動車取得税が廃止されることとなり、新たに軽自動車税の環境性能割が創設されます。この環境性能割は、取得する軽自動車の環境性能の区分に応じ、それぞれ取得価格に税率を乗じるものでございますが、この環境性能割の創設により、現行の軽自動車税が見直され、名称を軽自動車税種別割に変更するものでございます。

さらに、平成28年度から実施いたしておりますグリーン税制を1年間延長することといたしております。

次に、法人市民税におきましては、地域間の税源の偏在是正を図る必要がございますことから、法人市民税のさらなる交付税原資化が進められたことに伴いまして、法人市民税の税率を引き下げるものでございます。

本市におきましては、平成29年4月1日からの事業開始年度分の法人税割の税率を11.9%から8.2%に引き下げるものでございます。

なお、この法人税率引き下げと先ほどご説明いたしました環境性能割の創設は、消費税引き上げを前提とした措置でございますので、今般、増税時期の延期が示されましたことから今後、国から新たな対応は示されるものと思っております。

最後に、固定資産税におきましては、わがまち特例制度において、新たに再生可能エネルギー発電設備等の課税標準の特例措置を加え、その適用期間を2年または4年延長するものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、地方税法の改正に合わせた施行日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第8. 第32号議案**

**日程第9. 第33号議案**

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第8、第32号議案及び日程第9、第33号議案の平成28年度各会計補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第32号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、平成27年度3月補正予算におきましてご承認をいただき、平成28年度へ繰り越して実施予定といたしておりました中間市シティブロモーション事業につきまして、事業内容を見直し、再計上するものでございます。

本事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用し、実施する予定として国に交付申請を行っておりましたが、申請自治体が多数あり、国の審査の結果、不採択となっております。

このたび、同交付金の2次募集がなされましたことから、事業計画を見直し、平成28年度予算として3,800万円を計上いたしております。

本事業の実施により、雇用機会の拡大、まちのにぎわいの創出を図り、本市の地方創生への取り組みを加速させてまいります。

その他歳出の主なものいたしまして、総務費におきましては、北九州都市圏の17自治体で実施するPRイベント連携事業、北九州市と連携して実施する遠賀川水源地ポンプ室を含む官営八幡製鐵所関連施設のPR事業にそれぞれ50万円を計上いたしております。

これらの事業につきましては、地方創生推進交付金を活用し、実施する予定となっております。

民生費におきましては、民間保育所の深坂保育園の増改築に対する補助事業に4,930万円を計上し、老朽化した施設を改善いたしますとともに、受け入れ児童の増加を図ることといたしております。

商工費におきましては、地方創生加速化交付金事業の関連事業といたしまして、曲川周辺の観光看板設置事業に900万円を計上いたしております。

教育費におきましては、スポーツ振興くじの助成を受けて実施することとして、平成28年度当初予算にてご承認をいただきました武道場天道館のトイレ改修事業が助成対象とならず、市の単独事業として実施する計画に変更いたしますことから、改修内容を見直し、事業費を750万円減額することで一般財源の負担軽減を図ることといたしております。

これは、スポーツ振興くじの助成で事業をする予定でございましたが、説明しましたように助成対象となっております。そういうことから、これは100分の100の補助事業でございません。市の持ち出しがあるわけございまして、その補助事業のときに予定

しておりました市の持ち出しの範囲の中で事業を再度、計画練り直してご提案させていただいているものでございます。どうぞご理解のほどお願いしたいと思っております。

これらの歳出に伴う歳入予算につきましては、地方創生事業に対する交付金として、地方創生加速化交付金を3,800万円、地方創生推進交付金を50万円計上いたしております。

また、深坂保育園の整備事業に対しまして、国庫補助金を4,350万円、曲川周辺の観光看板設置等の対象事業確定による社会資本整備総合交付金を560万円追加計上する一方、武道場天道館トイレ改修助成金を750万円減額をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億530万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,640万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第33号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、社会資本整備総合交付金が増額されたことにより、工事請負費を3億2,040万円、委託料を1億1,960万円追加するものでございます。

次に、歳入におきましては、公共下水道事業費国庫補助金を1億3,140万円、公共下水道事業債を2億9,740万円、一般会計繰入金を1,110万円追加するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ4億4,000万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,372万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算2件に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第10. 第34号議案

#### 日程第11. 第35号議案

#### 日程第12. 第36号議案

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第34号議案から日程第12、第36号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第34号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県のひとり親家庭等医療費支給制度が、平成28年10月1日に改正されますことに伴い、本市が実施しておりますひとり親家庭等医療費助成制度を福岡県の制度に合わせ、一定の要件を満たす方につきましては、子ども医療費助成制度に移行させるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、まず、従来、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象となっておりました小学校1年生から小学校6年生までの児童につきまして、子ども医療費助成制度の対象とするものでございます。これによりまして、対象となる児童が医療機関に通院した場合、その医療費の自己負担額が1医療機関につき、1月当たり800円から600円に引き下げられることとなります。

次に、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象外となります所得制限につきまして、従来、母子家庭の母または父子家庭の父等の前年の所得が、児童扶養手当法施行令に規定する額を超える場合に、助成の対象外としておりましたが、この額が、児童扶養手当法施行令に規定する額以上の額となります場合に、助成の対象外とするものでございます。

最後に、児童扶養手当法の改正に伴い、同法を条例で引用しております部分につきましても改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、福岡県の制度改正の施行日に合わせまして、平成28年10月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第35号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の重度障害者医療費支給制度が、平成28年10月1日に改正されますことに伴い、本市が実施しております重度障害者医療費助成制度を福岡県の制度に合わせるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、従来、乳幼児・児童医療費助成制度の対象とし、重度障害者医療費助成制度の対象外としておりました重度障害者医療費助成制度の要件を満たす乳幼児及び児童のうち、3歳以上の乳幼児及び児童につきましては、子ども医療費助成制度または重度障害者医療費助成制度のいずれかの制度を選択できるようにするものでございます。

次に、入院時における自己負担額の負担日数の上限につきまして、従来、全ての助成対象者におきまして、1月当たり二十日を上限としておりましたが、3歳から12歳までの助成対象者におきましては、この医療費助成制度に合わせまして、1月当たり7日を上限とするものでございます。

最後に、重度障害者医療費助成制度の対象外となります所得制限につきまして、従来、全ての助成対象者におきまして、本人またはその扶養義務者の所得額が特別児童扶養手当

等の支給に関する法律施行令に規定する額以上の場合に助成の対象外としておりましたが、3歳から12歳までの助成対象者におきましては、その扶養義務者の所得額が児童手当法施行令に規定する額以上の場合に助成の対象外とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、福岡県の制度改正の施行日と合わせて、平成28年10月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第36号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成28年1月に建築基準法の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴いまして、建築物の特別避難階段の構造等に関する規制の合理化を図ることを目的に建築基準法施行令が改正されました。児童福祉法に定められた家庭的保育事業を行う建物につきましても、同施行令が適用されておりますことから、この改正を受けまして、本条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

また、小規模保育事業A型に係る職員資格が国の基準で変更されたことに伴いまして、本条例におきましても、附則において、職員資格を国の基準に合わせて変更するものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第13．第37号議案

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第13、第37号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第37号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、世界遺産に登録されました遠賀川水源地ポンプ室を初めとする本市の観光資源を生かし、本市により多くの観光客を受け入れるために、移動手段としてのレンタサイクル及び市内散策を行う際の観光案内の手段としての音声ガイドサービスを導入することを目的とするものでございます。

条例の主な内容といたしましては、レンタサイクル用自転車等の設置並びに貸出場所及

び時間、使用許可、使用料、損害賠償等、管理のために必要な事項を定めるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、平成28年7月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第37号議案に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第14. 第38号議案

日程第15. 第39号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、第38号議案及び日程第15、第39号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第38号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、鳥森4号線、御館8号線、太師台7号線及太師台8号線の4路線でございます。

まず鳥森4号線につきましては、中央一丁目地内の開発行為に伴い、帰属を受け認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員7.16メートル、実延長38.22メートルでございます。

次に、御館8号線につきましては、県道中間停車場線、御館通谷線及び御館成王寺線と接道するJR中間駅前ロータリーにおきまして、全路線の区域外である部分がございます。このことから、交通安全及び道路維持管理の確保のために認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員12.32メートル、実延長85.11メートルでございます。

最後に、太師台7号線及び太師台8号線につきましては、過去に行われました深坂一丁目地内の開発行為に伴い、帰属を受け認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、太師台7号線にあつては、幅員4.65メートル、実延長27.95メートル、太師台8号線にあつては、幅員4.38メートル、実延長23.55メートルでございます。

以上のとおり、4路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第39号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、御館成王寺線の1路線でございます。この路線につきましては、第38号議案において提案しております御館8号線の市道認定に伴い、起点位置が南側に移動いたしますことから区域変更を行うものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員5.58メートル、実延長255.36メートルを幅員6.24メートル、実延長267.34メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、道路法第10条第3項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第16. 第40号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、第40号議案救助工作車の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第40号議案救助工作車の購入について、提案理由を申し上げます。

現在、消防本部に配備しております救助工作車につきましては、平成5年に購入をし、登録から23年が経過しておりますことから、車両及びこれに附属する救助資機材につきましても、経年劣化によるふぐあいが増加を続けている状況でございます。

このような状況を改善し、消防及び救助能力の向上並びに本市における各種災害への的確な対応を図るためには、老朽化している救助工作車を更新し、最新の救助資機材を導入する必要がございます。

この救助工作車の購入に当たりましては、平成28年度予算に計上をし、平成28年第1回定例会において議決をいただいておりますところ、5月12日に予定価格を1億3,751万9,316円とし、7社による入札を行いました結果、キンパイ商事株式会社福岡支店が1億3,500万円で落札しましたことから、同日付で同者と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同者から救助工作車を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第40号議案に対する質疑は、6月16日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、中尾淳子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

---

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           中 尾 淳 子

議 員           下 川 俊 秀